

**「秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動
の公営に関する条例の一部を改正する条例案」について
（議案第 1 2 4 号）**

平成 2 8 年 6 月 3 日
市 町 村 課

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成 2 8 年政令第 1 9 4 号）の施行に伴い、県議会議員の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に要する経費の算定に係る限度額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

- (1) 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費の算定に係る限度額を次のとおり引き上げることとする。（第 4 条関係）

（単位：円／日）

区 分		改 正 前	改 正 後	引 上 額
一般運送契約 以外の契約	自動車の借入れ	1 5, 3 0 0	1 5, 8 0 0	5 0 0
	燃料の供給	7, 3 5 0	7, 5 6 0	2 1 0

- (2) ビラの作成の公営に要する経費の算定に係る限度額を次のとおり引き上げることとする。（第 7 条関係）

（単位：円）

区 分		改 正 前	改 正 後	引 上 額
作成枚数が 50, 000 枚以下		7. 3 0	7. 5 1	0. 2 1
作成枚数が 50, 000 枚超		4. 8 8	5. 0 2	0. 1 4

- (3) ポスターの作成の公営に要する経費の算定に係る限度額を次のとおり引き上げることとする。（第 1 0 条関係）

（単位：円）

区 分		改 正 前	改 正 後	引 上 額
印刷費	ポスター掲示場数 が 500 以下	5 1 0. 4 8	5 2 5. 0 6	1 4. 5 8
	ポスター掲示場数 が 500 超	2 6. 7 3	2 7. 5 0	0. 7 7
企画費		3 0 1, 8 7 5	3 1 0, 5 0 0	8, 6 2 5

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。
(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払) 第四条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 一 略 二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に對し支払うべき金額(当該金額が一万五千八百円を超える場合には、一万五千八百円)の合計金額 ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千五百六十円に当該候補者につき法第八十六条の四第	(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払) 第四条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 一 略 二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に對し支払うべき金額(当該金額が一万五千三百円を超える場合には、一万五千三百円)の合計金額 ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千三百五十円に当該候補者につき法第八十六条の四第

一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

2 略ハ略

（ビラの作成に係る公費の支払）

第七条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円五十一銭
 - 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 五円二銭
- に
その五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十七万五千五百円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（当該金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

2 略ハ略

（ビラの作成に係る公費の支払）

第七条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭
 - 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 四円八十八銭
- に
その五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十六万五千円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（当該金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第十条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）

が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第八条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百二十五円六銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）

二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十七円五十銭にその五百を超える数を乗じて得た金額に五十七万三千三十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）

に五十七万三千三十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）

第十条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）

が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第八条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百十円四十八銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十万八千八百七十五円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）

二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十六円七十三銭にその五百を超える数を乗じて得た金額に五十五万七千百十五円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）